

10月1日 愛称を使用開始

ネーミングライツ・パートナーを決定!!



令和6年8月1日

ネーミングライツ・パートナー 公募結果・経緯

公募期間

令和6年5月21日(火)～ 7月1日(月)

公募結果

3施設に5者から応募

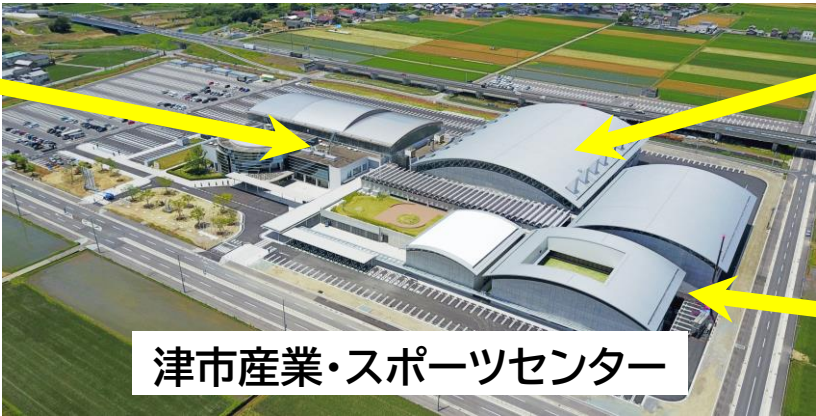
施設名	応募者数
津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ、サオリーナ、三重武道館)	2者
津球場公園内野球場	無
津市民テニスコート	無
中勢グリーンパーク	2者
桜橋歩道橋	1者

経緯

時期	内容
7月12日(金)	津市ネーミングライツ・パートナー選定委員会を開催
～7月末	優先交渉権者との協議
	ネーミングライツ・パートナーを決定、契約を締結

ネーミングライツ・パートナー ①

津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ、サオリーナ、三重武道館)



ネーミングライツ・パートナー		株式会社 日硝ハイウエー（本社所在地：津市戸木町）
施設の 愛称	メッセウイング・みえ	メッセウイングNHW（メッセウイング エヌエイチダブリュー）
	サオリーナ	日硝ハイウエーアリーナ（ニッショーハイウエーアリーナ）
	三重武道館	NHW三重武道館（エヌエイチダブリュー ミエブドウカン）
		※ 「津市産業・スポーツセンター」は、愛称を付けない
ネーミングライツ料(年額)		1,051万円（募集時の条件：希望価格900万円以上）
契約期間		10年間（募集時の条件：最低契約期間3年以上）

ネーミングライツ・パートナー ②

中勢グリーンパーク



ネーミングライツ・パートナー

株式会社 宝輪（本社所在地：鈴鹿市）

施設の愛称

HOWAパーク（ハウワパーク）

ネーミングライツ料(年額)

280万円（募集時の条件：希望価格100万円以上）

契約期間

10年間（募集時の条件：最低契約期間3年以上）

ネーミングライツ・パートナー ③

桜橋歩道橋



ネーミングライツ・パートナー

株式会社 ミエデン（本社所在地：津市桜橋）

施設の愛称

Mieden桜橋歩道橋（ミエデンサクラバシホドウキョウ）

ネーミングライツ料(年額)

18万円（募集時の条件：希望価格18万円以上）

契約期間

5年間（募集時の条件：最低契約期間3年以上）

今後のスケジュール

日 程	内 容	
8月 1日 (木)	市長定例記者会見 「ネーミングライツ・パートナーの決定」を発表	
8月～9月末	愛称の使用開始に向けた準備	
	津 市 ・市ホームページ、各施設への掲示、関係機関（庁内各部局、指定管理者、Park-PFI事業者、継続的な利用団体等）への通知等により、「10月1日からの愛称使用」を周知 ・市ホームページ等の修正準備	ネーミングライツ・パートナー ・必要に応じて、施設名表示、交通案内標識などの修正

令和6年10月1日(火) 愛称の使用開始

問い合わせ



総務部行政経営課

TEL :059-229-3273

FAX :059-229-3255

E-mail:229-3273@city.tsu.lg.jp

津駅西口駅前広場の整備イメージ に対する意見募集結果

～意見を踏まえ配置計画を見直し利便性向上を目指します～



令和6年8月1日

津駅西口駅前広場の再整備に向けた検討経緯

津駅西口駅前広場の現況

津駅西交差点の渋滞の列が ロータリー内まで伸びている



バスが本来の降車場所とは別の箇所に停車



**夕方を中心にロータリー内に
無秩序に車両が滞留**



駅舎エレベーターからロータリーへの歩道幅員が狭い



津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議(令和5年9月～)

「交通の整序化を図るためのルールづくり」に向けた検討

津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議における検討

津駅西口駅前広場再編の基本方針(R5.9.13)

1 即効性かつ連続性のある西口駅前広場の再編

- ① 駅前広場の混雑解消及び危険回避が喫緊の課題である点を踏まえ、構造物の設置は最小限にし、必要最低限の施工で最大限の効果を得られる即効性のある対策を実施
- ② 今後、津駅東口の再編、東西自由通路の整備を見据え、連続性のある施策を展開

2 安全性と利便性を確保した交通流動の秩序化

- 公共車両(バス・タクシー)と私的車両(送迎車等)の分離
⇒公共車両と私的車両を別々に誘導
- 乗降場所及び歩行者動線の最適化
⇒① 送迎車両の乗降場所を明確化
⇒② バス乗り場を鉄道からの乗継に近い位置に移設するとともに、必要な滞留空間を確保
⇒③ スクールバス乗り場をロータリー内に移設
⇒④ 歩道幅員の拡幅(最低4m)により、バリアフリー動線を確保

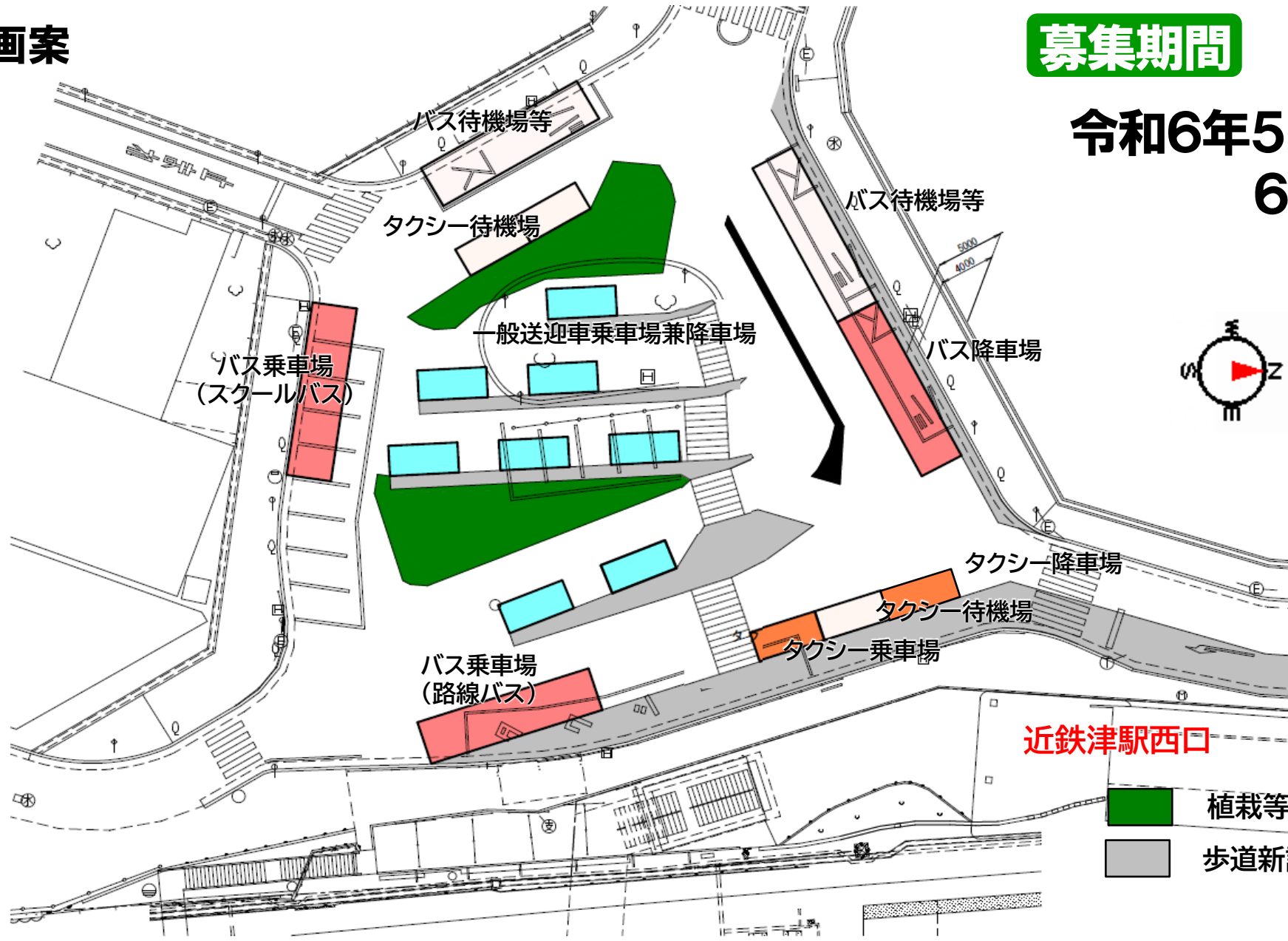
	短期的な課題解決 第1期	中長期的な取組 第2期
範囲	西口駅前広場の 公共用地	東口や東西自由 通路も含めた 津駅周辺全体
目標	安全性と 利便性の確保	地域性の創出と 快適性の向上
実施	ロータリー内の 配置及び動線最適化	連携・共有の 仕組みづくり

配置計画案(整備イメージ含む)の作成(R6.3.27)

整備イメージに対する意見募集

◆ 配置計画案及び整備イメージをもとに駅利用者及び市民の意見を募集

配置計画案



募集期間

令和6年5月8日(水)～
6月30日(日)

近鉄津駅西口

- 植栽等設置箇所
- 歩道新設及び拡幅箇所

整備イメージに対する意見募集結果①

1 意見募集の方法

● 駅利用者からの意見

- ・ 津駅西口駅前広場(地下道出入口側面)に**掲示**し、二次元コードで意見募集
(近鉄津駅構内及びアスト津にも掲示協力)

● 市民からの意見

- ・ 整備イメージを**市ホームページ**へ**掲載**し、意見を募集
(電話や窓口における意見についても聴取)

● 学生の意見

- ・ 津駅西口を利用する市内の学校へ協力を依頼し、学生の意見を募集

津商業高校、津東高校、津西高校、高田学苑(中・高・短大)、
三重短期大学、三重県立看護大学、名古屋大原学園)



◆ いただいた意見の数

54日間(5/8～6/30)で

389件

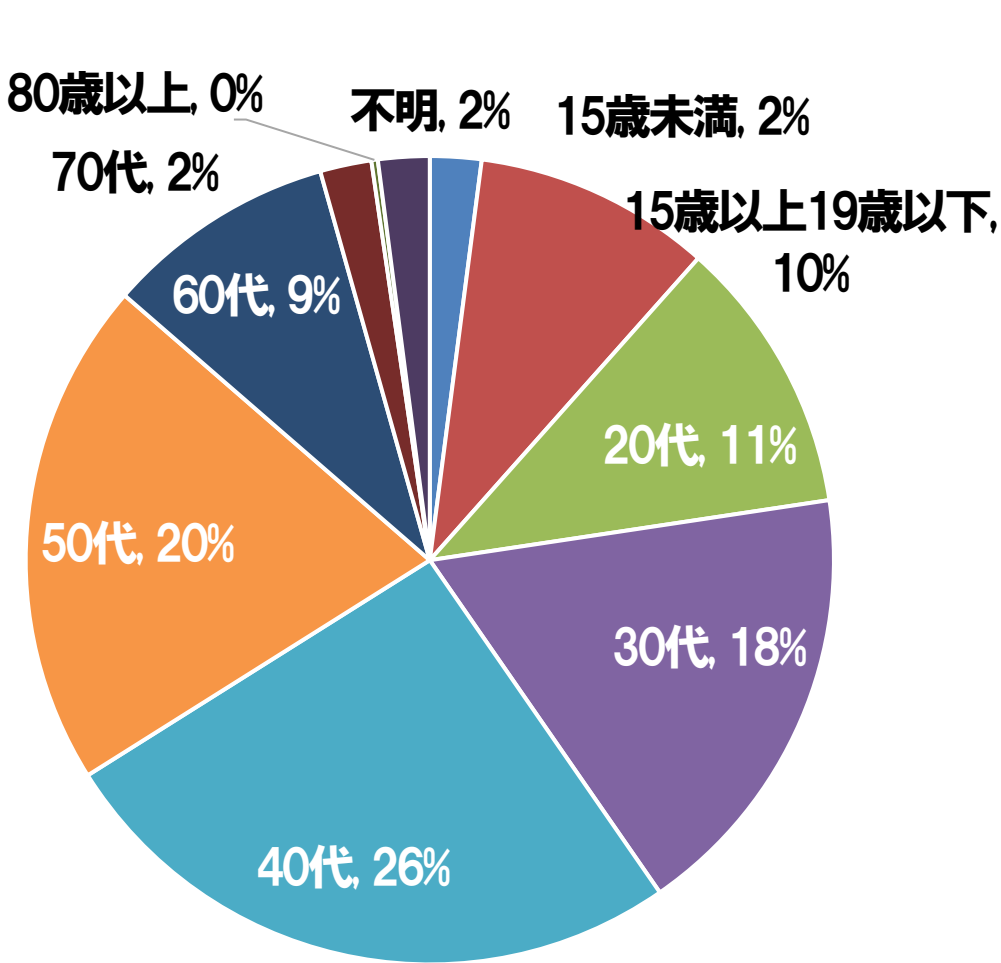
御協力ありがとう

ございました

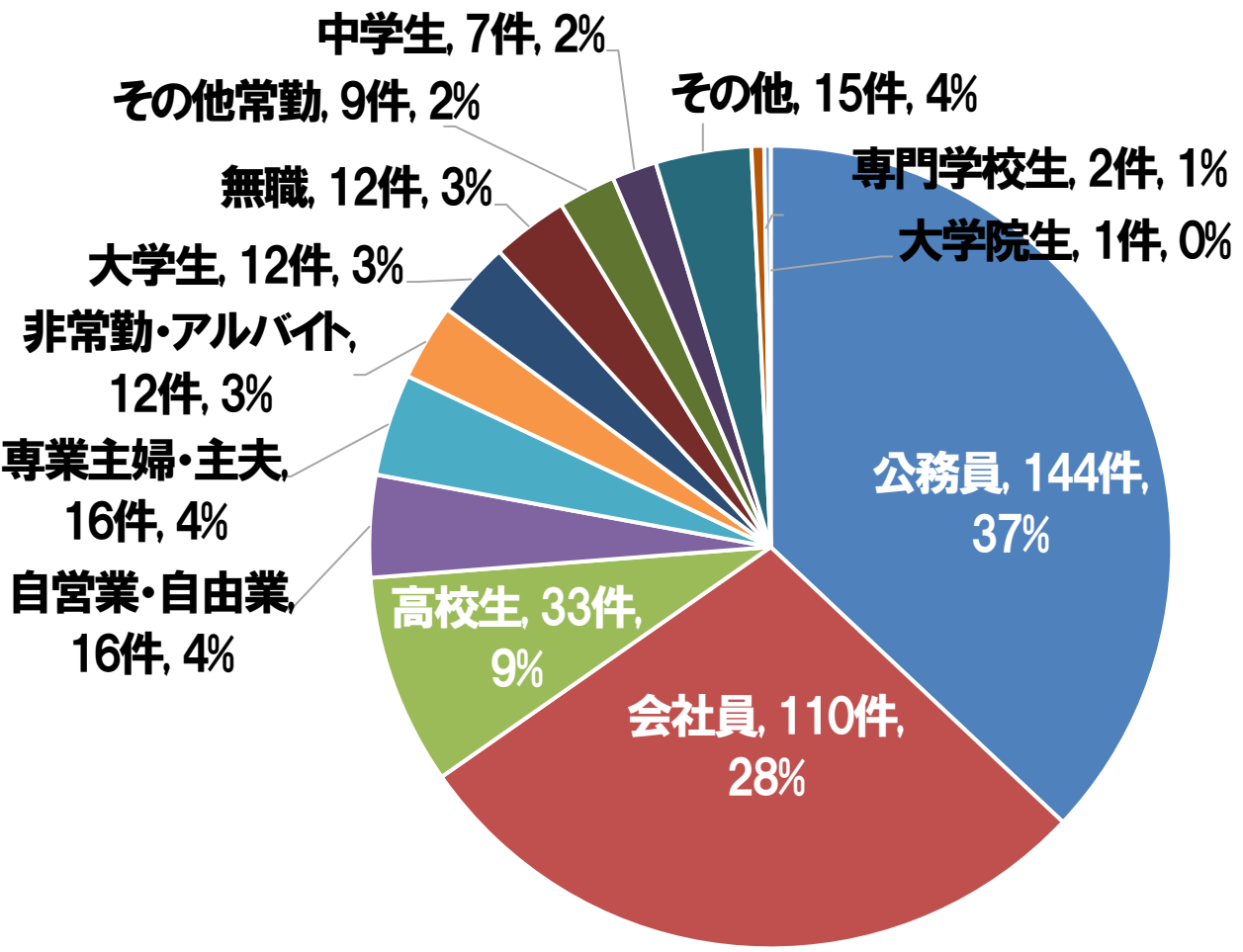
整備イメージに対する意見募集結果②

2 回答者の属性について

【回答者の年齢】

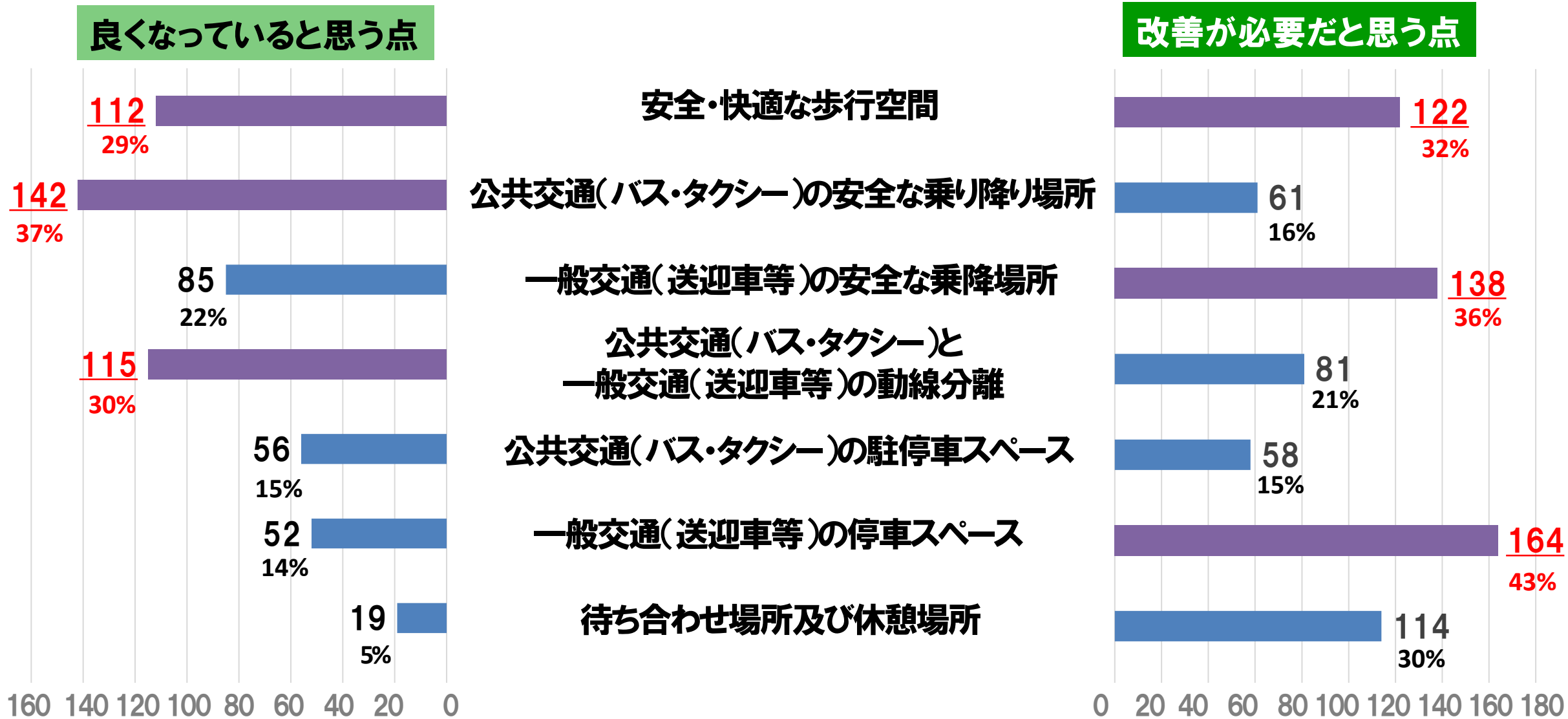


【回答者の職業】



整備イメージに対する意見募集結果③

3 整備イメージを見て、良くなっていると思う点、改善が必要だと思うことについて (複数回答可)



(単位:人)

整備イメージに対する意見募集結果④

4 自由意見のうち、駅前広場単独で課題解決可能なもの

意見の概要
(計369件)

一般車両の送迎乗降場所

- ・地域性を考慮して台数を増やすべき。(77件)
- ・植栽場所を無くすべき。(11件)
- ・送迎車乗降場所は駅側へ配置すべき。(3件)
- ・駅北側の線路沿いに停車スペースを確保。(3件)
- ・送迎車乗降場所を送と迎に分ける。(1件)

荷下ろし場

- ・歩道拡張で車道幅が狭くなれば、津駅へ物品搬入する運送業者の業務に支障が出るのではないか。(1件)

車両の誘導対策

- ・カラー舗装や区画線により動線を明確にし、誘導対策すべき。(6件)

車両の通行規制・利用者のルール

- ・学習塾への注意喚起など対策が必要。(9件)
- ・ロータリーへの一般車両進入を禁止すべき。(7件)
- ・ロータリーへの流出入は県道西側(津停車場・西線)のみとし、津駅利用者以外の車両流入を極力絞るべき。(2件)

喫煙スペース

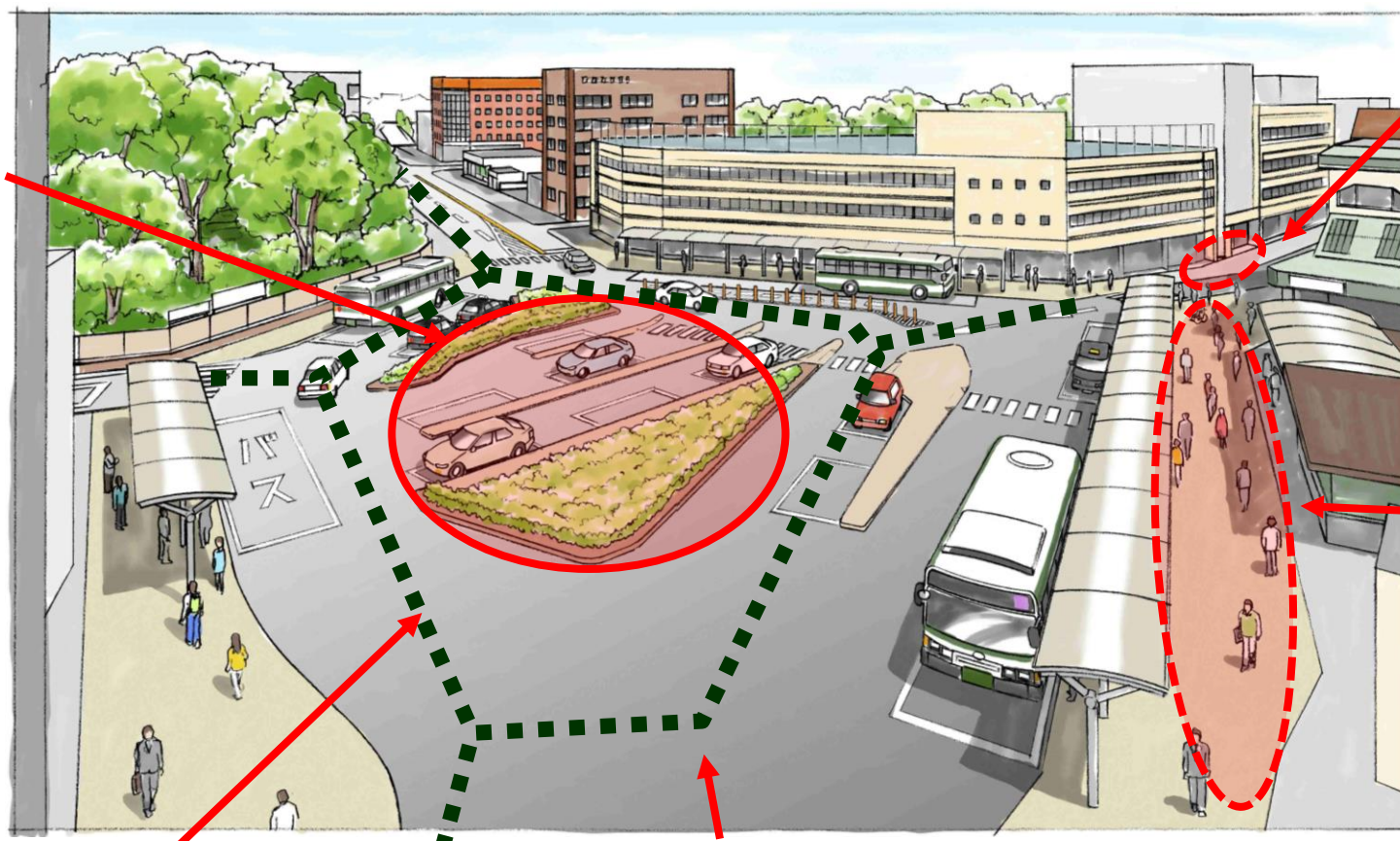
- ・喫煙所がないため、受動喫煙が無い環境づくりやポイ捨てへの対策が必要。(21件)

身体障がい者のための乗降場の設置

- ・身体障がい者のための乗降場を駅の近く(駅エレベーター付近)に設置すべき。(2件)

歩道の幅・誘導対策

- ・歩行者の通行空間とバス等の待ち空間が確認できるように歩道を拡張すべき。(21件)
- ・横断歩道が危険。(12件)
- ・カラー舗装や区画線で歩道内の動線を整理すべき。(4件)



津駅西口駅前広場の配置計画案(Ver.2)

事業検討区域
(約2,820㎡)



①一般送迎車の乗車・待機場

台数を増やすべきとの意見を受け、駅前広場内のレイアウトを変更し、8台から15台程度に増加
乗車又は待機のためのスペースとして活用

②一般送迎車・タクシーの降車場

駅近に降車専用スペースを2台分新たに設置

③身体障がい者用乗降場

駅舎エレベーター付近に身体障がい者用の乗降場を設置

④車両の誘導対策

駅前広場内に車両の誘導用の路面標示を整備

⑤荷下ろし場

トラック等の荷下ろしスペースの設置

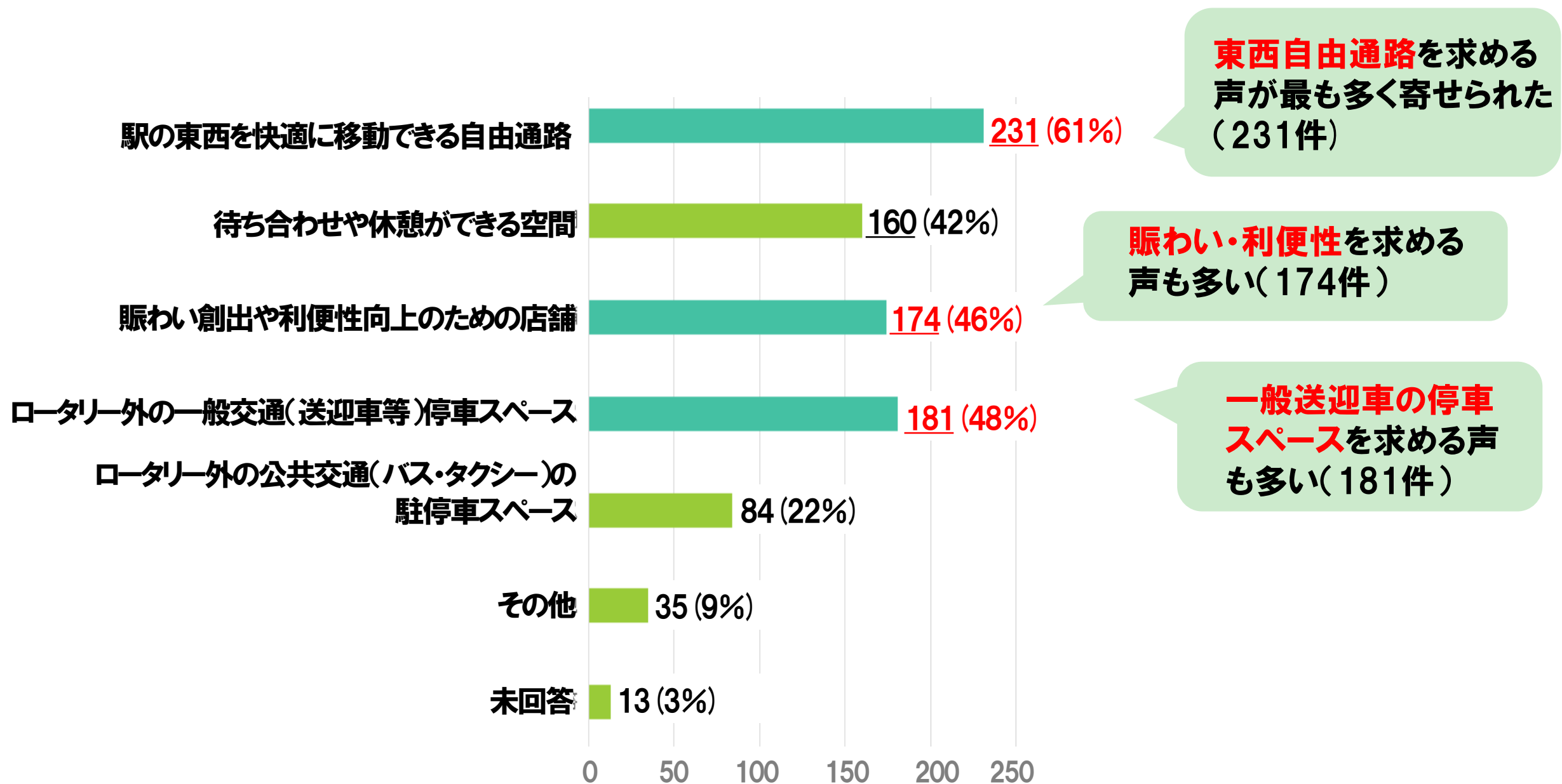
⑥一般送迎車の乗車・待機場

駅前広場内の乗車・待機場を補完するため、駅北側道路を一般送迎車の乗車・待機場として整備



東西連携を見据えた整備に係る意見①

1 中長期的な整備に対し、津駅西口に必要だと思う施設について（複数回答可）



東西連携を見据えた整備に係る意見②

2 自由意見のうち、東西連携を見据えた整備に係る意見

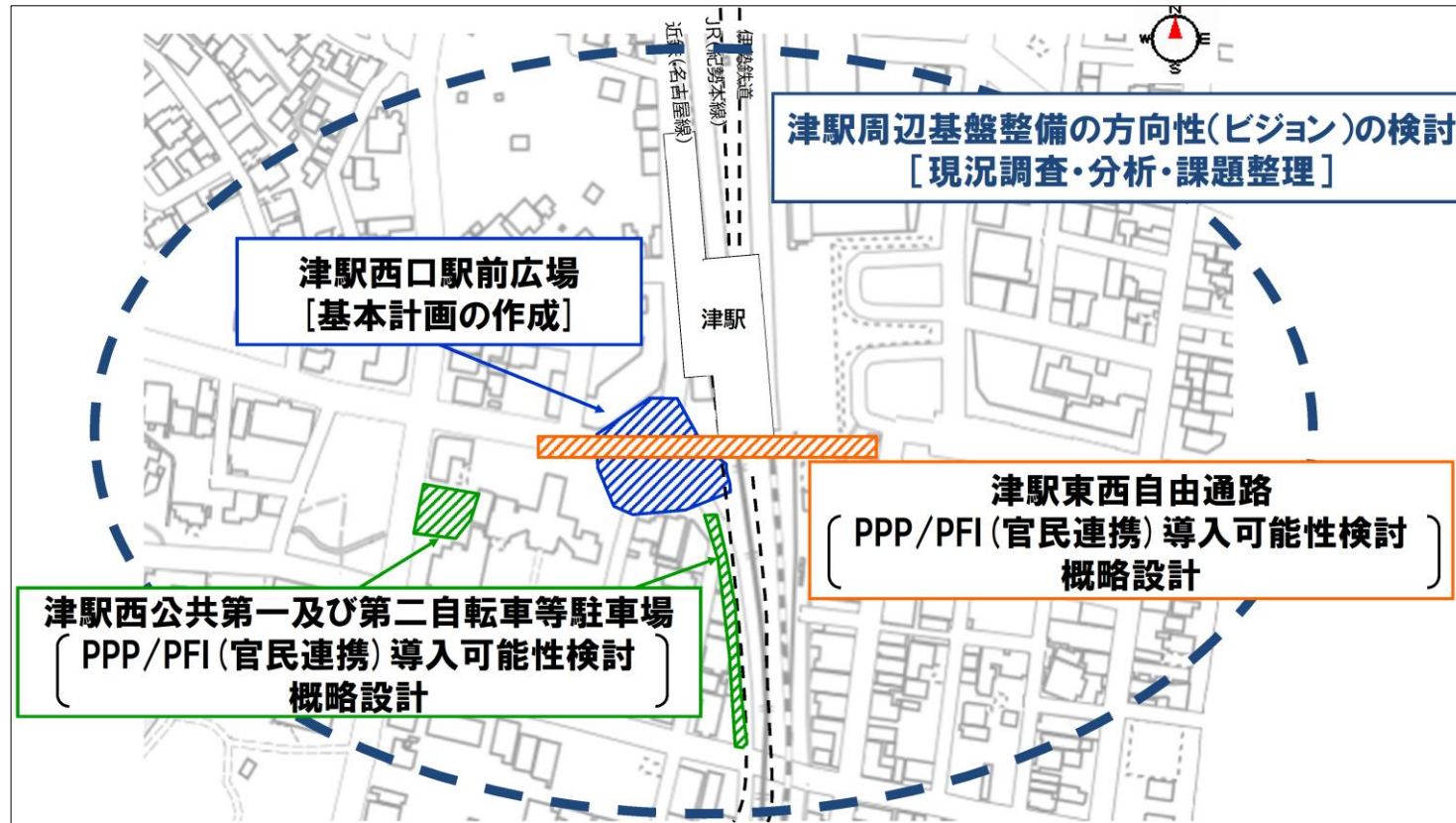
意見の概要
(計293件)

ロータリー外の敷地活用、 ロータリー敷地の拡張

- ・ **周辺用地を確保**し、駅前広場の敷地を拡張する。(36件)
- ・ **一般交通はロータリー外に停留場所や駐車場**を設けてはどうか。(12件)
- ・ 津駅西交差点前の**津偕楽公園**を活用してはどうか。(4件)

立体的な空間活用

- ・ 歩行者と車両を分離するため、**敷地を立体化**してはどうか。(24件)
- ・ 駅から各乗降場所までの**動線に屋根**が必要。(21件)
- ・ **東西自由通路の整備**が必要。(19件)
- ・ ペデストリアンデッキを県道10号津関線など西側まで延ばす。(6件)



滞留空間の必要性

- ・ **待ち合わせや休憩のためのスペース** (広場・ベンチ) が必要。(24件)

再開発・東西連携の必要性

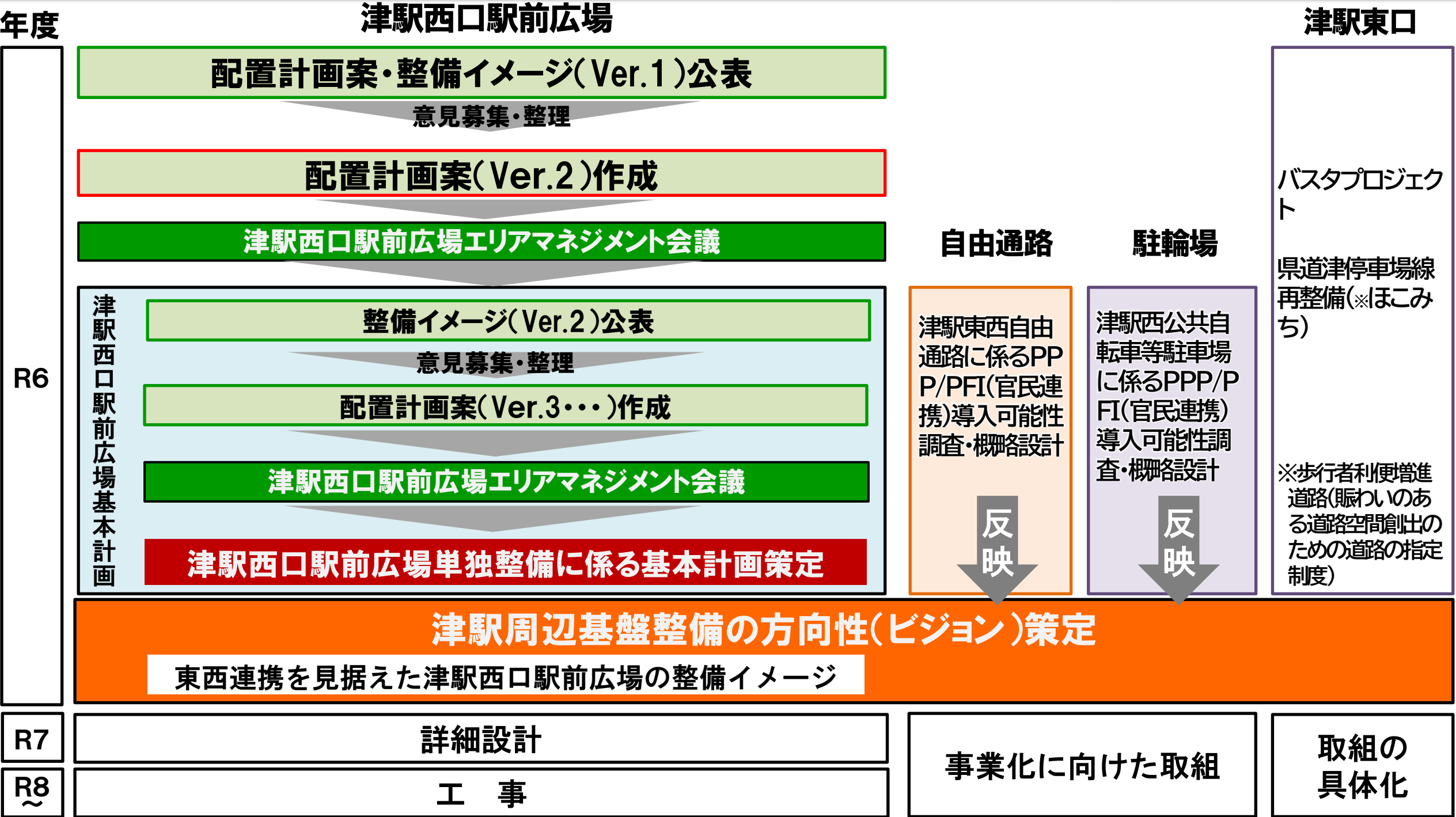
- ・ **抜本的な整備** (駅東西や周辺建物等を含めた再開発など) を行うべき。(26件)
- ・ **津駅西側と東側を繋げる道路整備**を行うべき。(4件)

津駅周辺全体に関わる意見

1 津駅周辺全体に関わる意見の概要

- 津駅全体を俯瞰して、津駅東口のバスタの整備や自由通路の整備を踏まえ、津駅周辺を一体として中長期的に検討するべき。
- 中勢グリーンパークは予算をかけて整備したことで利用者の満足度が上がっており、津駅もこの機会を活かして必要な予算をしっかりとけてほしい。
- チャムを含む近隣建物の建替にタイミングを合わせ、商業施設や飲食店の誘致も含め、津駅全体が賑わうよう、一体的に整備するべき。
- 浸水等の災害時において、津駅東側の住民が西口に避難できるよう、対策を検討してほしい。
- JRと近鉄の改札を分離すべき。
- 東口を路線バスの起終点とし、西口を単なる停留所としてはどうか。
- 津駅西口のバス停車マスの整備について、津駅東口のバスタの整備規模を考慮して整備するべき。
- 津駅東口に一般送迎車のスペースを整備すれば、津駅西口の一般送迎車も減るのではないかな。
- 駅からのレンタサイクルがあれば市内を自由に動き回れる。

津駅周辺整備の進め方



問い合わせ



建設部建設政策課

建設政策・津駅周辺道路空間整備担当

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL :059-229-3194

FAX :059-229-3345

E-Mail:229-3196@city.tsu.lg.jp

令和7年度県政に対する要望



令和6年8月1日

要望項目数

本市の施策を一つでも多く進めるために、県事業の迅速な取組を要請するもの、国政に対する要望への支援・協力を要請するものなど全**109**項目

市長から
知事へ
要望

2項目

市長から
関係部長へ
要望

6項目

各部局から県の
担当部局への
日常化としての
要望

101項目

市長から知事への令和7年度県政に対する要望

三重県知事への要望書提出日程

日時

令和6年8月21日(水) 13時から

場所

三重県庁3階 プレゼンテーションルーム

昨年度実施した要望時の様子(令和5年8月23日開催)



市長から知事への要望 ①

海上アクセス運航事業継続への支援

新規要望

平成17年 2月	津航路、鳥羽航路の就航	平成19年 3月	鳥羽航路の廃止
平成18年 4月	四日市航路の就航	平成20年10月	四日市航路の廃止
平成18年12月	松阪航路の就航	平成28年12月	松阪航路の廃止

津航路が三重県と世界とを結ぶ県内唯一の航路

津市の支援状況	臨時的な支援状況
令和6年度の旅客船ターミナルや駐車場の維持管理に係る経費	コロナ禍や燃料価格高騰における運航継続支援
ターミナル管理委託料	国（令和2～5年度）
無料駐車場の提供（借上料）	三重県（令和3～5年度）
その他費用	津市（令和2～5年度）
合計	合計
※5,400万円を利用者28万人で割ると、一人当たり約200円分に相当	※津市は、令和6年度当初予算においても590万円の運航継続支援を措置
これまでの津市の負担額 約5,000万円×20年(H17～R6)→約10億円	

それでもなお、事業者は利益剰余金が激減し、株主資本が棄損されつつあり、非常に厳しい状況

要望内容	- 地域公共交通確保維持事業補助対象拡大の国への働きかけ - 津市と一緒にあった運航継続に向けた取組の実施
------	---

市長から知事への要望 ②

津駅周辺における東西自由通路を含む津駅西口の整備推進、
国のバスタプロジェクト調査のステップアップに向けた支援

継続要望

令和6年4月 国の官民連携基盤整備推進調査に採択

津駅西口の整備

- ・津駅西口駅前広場の基本計画作成及び利用者目線のルールづくり
- ・津駅西口駅前広場の詳細設計(令和7年度)及び工事着工(令和8年度)を目指す

津駅東西自由通路等の整備

津駅東西自由通路及び津駅西公共自転車等駐車場の整備・運営におけるPPP/PFI導入の可能性調査並びに概略設計を実施

津駅東口の整備

地域の関係者の声を踏まえ、自家用車の送迎スペースも考慮し、高速バスや送迎バス等の乗降場の集約化の必要性を明らかに

バスタプロジェクト調査の
ステップアップへ

要望 内容

- ・国のまちなかウォークブル推進事業の活用を視野に入れた津駅西口駅前広場の再整備等における津市の取組への支援・協力
- ・バスタプロジェクトの事業化に向け津市と緊密な連携による国への働きかけ

(1) 保育士・幼稚園教諭等の人材確保に向けて給与が底上げされる 速やかな抜本的処遇改善

- 保育士等の給与が底上げされるような抜本的な処遇改善



継

(2) 白山町垣内地内における管理型産業廃棄物最終処分場 新設事業に係る適切な判断

- 事業廃止後のリスクについて、事業者が地域の不安等を払拭する
確実な回避策を講じることができるかを詳細に確認した上での
施設設置に対する判断

継

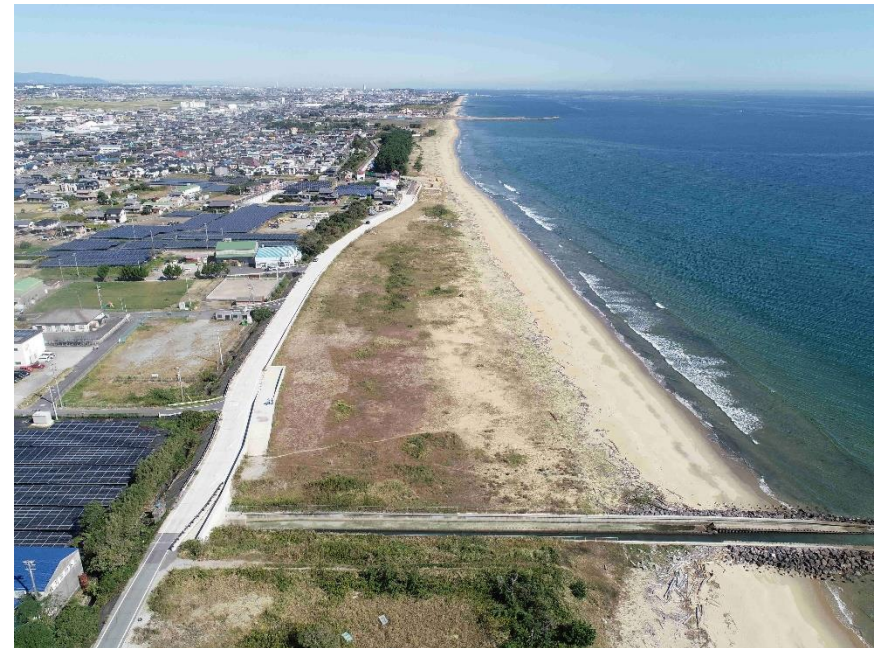
(3)三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく合意形成手続の見直し

- 事前に関係市町の意見を聴き、必要に応じて地縁団体等の関係者を加えることができるなどの柔軟な対応ができるような条例の改正

継

(4)北部地域海岸堤防の早期整備完了

- 上野地区海岸及び白塚地区海岸並びに白塚漁港(河芸工区)の整備に係る十分な予算の確保
- 千里地区海岸における堤防整備の早期工事着手



継

(5) 県営水道料金単価の引き下げ

- 令和7年度の料金改定における料金引き下げ
- 県営水道経営状況、料金水準の妥当性等の市民(県民)への周知

継

(6) 学校における働き方改革の推進

- 要望に沿った新規採用教員数の配置
- 部活動指導員やスクール・サポート・スタッフに係る予算の更なる拡充
- 教員の給与面等も含めた待遇改善、意欲・コミュニケーション能力等を十分考慮した教員採用
- 教育学部を持つ大学に対する教員の人材育成をより一層進めることへの働きかけによる教員希望者の増加

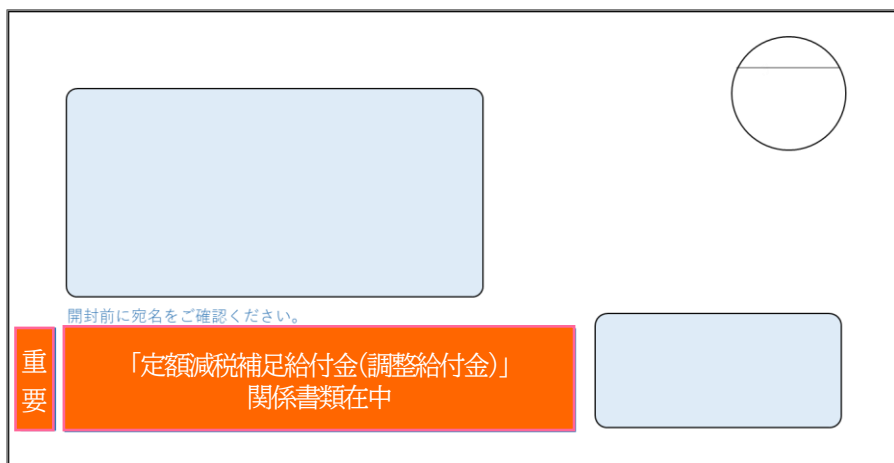
継



令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)給付事業

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

8月9日 確認書を送付・申請の受付開始



オンライン申請も可能！

令和6年8月1日

給付金・定額減税一体措置

令和5年11月2日
国が閣議決定

- デフレ完全脱却のための総合経済対策
- ・令和6年分所得税、令和6年度個人住民税の定額減税
 - ・物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者への支援
 - ・両支援の間にあり十分な支援が受けられない方への支援

価格高騰重点支援給付金給付事業
重点支援給付金給付事業

定額減税補足給付金給付事業

定額減税

子育て世帯への加算

住民税 非課税世帯 給付金 令和5年度実施	住民税 均等割のみ課税 世帯給付金 令和5年度実施
--------------------------------	------------------------------------

R6年度に新たに非課税等
となった世帯への給付金

定額減税しきれないと
見込まれる方への
調整給付金
※1万円単位
で切り上げ

令和6年分所得税・
令和6年度住民税所得割
への定額減税

所得税 1人3万円×(本人+扶養親族数)
住民税 1人1万円×(本人+扶養親族数)



給付金・定額減税一体措置

定額減税

所得税及び個人住民税所得割の減税を実施

令和6年分所得税 ▶ $(\text{本人} + \text{扶養親族数}) \times 3\text{万円}$

令和6年度個人住民税所得割 ▶ $(\text{本人} + \text{扶養親族数}) \times 1\text{万円}$

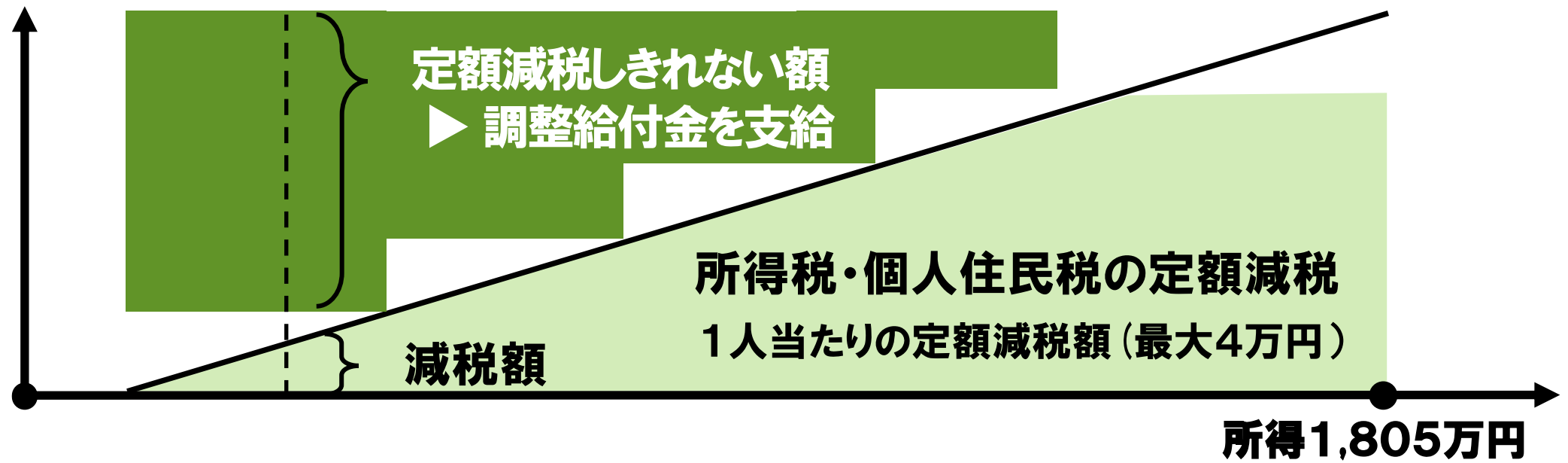
調整給付金

減税しきれないと見込まれる方へ調整給付金を支給

定額減税と調整給付金のイメージ

減税額＋給付金

減税「前」の税額



定額減税補足給付金(調整給付金)の概要①

令和6年分推計所得税または
令和6年度個人住民税所得割が課税



合計所得金額が1,805万円以下



定額減税額が令和6年分推計所得税
額または令和6年度個人住民税所得
割額を上回る(定額減税しきれない)



令和6年1月1日に津市に居住



津市定額減税補足給付金対象者



いいえ

定額減税の対象外



いいえ



いいえ

調整給付の対象外



いいえ

令和6年1月1日居住地
からの案内

定額減税補足給付金(調整給付金)の概要②

①所得税 控除不足額

$$(\text{本人} + \text{扶養親族数}) \times 3\text{万円} - \text{令和6年分推計所得税額}^{\ast} \\ = \text{所得税控除不足額}$$

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、
前年の令和5年分所得税額により推計

②個人住民税 控除不足額

$$(\text{本人} + \text{扶養親族数}) \times 1\text{万円} - \text{令和6年度個人住民税所得割額} \\ = \text{個人住民税控除不足額}$$



調整給付金 支給額

$$\text{①所得税控除不足額} + \text{②個人住民税控除不足額} \\ = \text{調整給付金 (合計額を1万円単位で切り上げ)}$$

予算額

22億5,900万円 (対象見込み 5万5,000人)

定額減税補足給付金(調整給付金)給付の流れ

令和6年8月9日(金)対象者に確認書を発送

早くて
便利!

マイナンバーカードによる
オンライン申請

確認書同封の申請案内の二次元コードから
給付支援サービスへアクセス
振込口座を確認し申請

申請期限
令和6年10月31日(木)まで

確認書の郵送による申請

確認書に、氏名、日付、電話番号を記入
振込口座を選択
確認書同封の返信用封筒で郵送

提出期限
令和6年10月31日(木)まで
(当日消印有効)

マイナンバーカードによるオンライン申請 ①

1

支給対象者が確認書を確認

- ・振込口座(6月27日時点の給付金口座)の確認
- ・調整給付金支給額を確認

【確認書抜粋】

支給方法	口座振込
支給日	確認書受付後約10日前後（多少前後する場合があります）
支給口座	しろもち銀行
	津市役所出張所 普通 ***456 シロモチケン
支給額	4 万円

※ 空欄の場合は、下部で公金受取口座を選択するか裏面で振込口座を記入してください。

支給口座が印字されていない方は、申請
までに公金受取口座の登録が必要です

調整給付金支給額
(上記③を1万円単位に切上げ)

4 万円

2

内容を確認したら給付支援サービスへアクセス

- ・スマートフォンで申請案内に記載の
二次元コード読み取り



【確認書】

調整給付金(※)支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない
(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方
に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算出した額を支給するものです。
令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、
以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	
支給額	万円

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円 -	円	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円 -	円	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額 計(③) (①+②)
	円 +	円	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

※ 令和6年分推計所得税額欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※ 各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※ 上記の返送期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※ 本給付金をを受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。

【 私は給付金をを受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。 ※意図的に虚偽の情報をした場合には返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に関われる場合があります。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

(2) 給付金の振込先口座の変更等

上部の口座欄が空欄の場合に、マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望する場合には、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。

□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

上部に印字した口座または公金受取口座以外の口座へ振り込む場合は裏面に記入してください。
金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、左記の連絡先までお問い合わせください。

マイナンバーカードによるオンライン申請 ②

3 給付支援サービス手順

- ① 給付制度についての確認・申請開始
- ② 申請者情報(氏名・住所・生年月日・性別)の確認
パスワード(券面事項入力補助用)入力
マイナンバーカード読み取り
- ③ 本人確認
パスワード(利用者証明用電子証明書)入力
マイナンバーカード読み取り
- ④ 電話番号の入力
- ⑤ 申請内容(受取口座・給付額)の確認
- ⑥ 申請完了

確認書の
提出は不要

オンライン申請を受付後、順次指定の口座へ振り込み

確認書の郵送による申請 ①

1 支給対象者が確認書を確認・必要事項を記入

- ・振込口座(6月27日時点の給付金口座)を確認
- ・調整給付金支給額を確認

【確認書抜粋】

支給方法	口座振込
支給日	確認書受付後約10日前後(多少前後する場合があります)
支給口座	しろもち銀行
	津市役所出張所 普通 ****456 シロモチク
支給額	4 万円

※ 空欄の場合は、下部で公金受取口座を選択するか裏面で振込口座を記入してください。

調整給付金支給額

(上記③を1万円単位に切上げ)

4 万円

・氏名、確認日、連絡先電話番号を記入

氏名		確認日	令和		年		月		日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	--	---	--	---	--	---	---------	--

氏名
現住所

【確認書】

調整給付金(※)支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算出した額を支給するものです。

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、

までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	
支給額	万円

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円 -	円 =	円(<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円 -	円 =	円(<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円 +	円 =	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ) 万円

※ 扶養親族数には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※ 各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※ 上記の返送期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※ 本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。

【私は給付金を受給しません □】

上記記載内容に異議ありません。 ※意図的に虚偽の確認をした場合には返還を求めるほか、法的責任を問われる可能性があります。

氏名		確認日	令和		年		月		日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	--	---	--	---	--	---	---------	--

(2) 給付金の振込先口座の変更等

上部の口座欄が空欄の場合に、マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望する場合には、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。

□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

上部に印字した口座または公金受取口座以外の口座へ振り込む場合は裏面に記入してください。

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、左記の連絡先までお問い合わせください。

確認書の郵送による申請 ②

2 振込口座の選択

確認書に記載済みの
口座を希望

口座に関する
手続きは不要

確認書に記載済みの口座以外を希望(記載がない場合を含む)

マイナポータル等から登録した
公金受取口座を希望

◆ 公金受取口座への
振込希望欄にチェック ☒
口座情報の記入・添付資料不要

公金受取口座以外の
口座を希望

◆ 下記の口座への振込希望欄にチェック ☒
◆ 受取口座記入欄に記入
◆ 指定口座の通帳等の写しを添付
◆ 公的身分証明書等の写しを添付

3 同封の返信用封筒で確認書を返送

確認書を受理後、記入漏れ等がなければ、10日程度で指定の口座へ振り込み

定額減税補足給付金(不足額給付金)の概要

不足額給付
令和7年
実施予定

令和6年分所得税確定後、令和6年度個人住民税所得割額及び
令和6年分所得税額から調整給付所要額を算出
令和6年給付金(調整給付額)を上回る場合、差額を支給

令和7年給付金
(不足額給付額)

=

不足額給付時
調整給付所要額

－

令和6年給付金
(調整給付額)

不足額給付の対象となる一例

- ・令和5年分所得税額＞令和6年分所得税額(定額減税前)
収入の減、所得控除(社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など)の増、
税額控除(住宅借入金等特別税額控除など)の増
- ・令和5年扶養親族数＜令和6年扶養親族数
- ・新たな定額減税対象者
令和5年分所得税非課税かつ
令和6年度個人住民税所得割非課税 ⇒ 令和6年分所得税課税(定額減税前)

※不足額給付時調整給付所要額＜令和6年給付金となっても、給付金の返還は不要です

窓口・コールセンター

定額減税補足給付金(調整給付金)の臨時窓口及び専門の電話相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します

定額減税補足給付金(調整給付金)窓口

本庁舎2階 21会議室 ※令和6年10月31日(木)まで

津市の「定額減税補足給付金(調整給付金)」専用コールセンター

0120-773-669

令和6年8月9日(金)～

受付時間 8時30分～17時15分

開設期間 令和6年8月9日(金)～令和6年10月31日(木)
(土・日曜日、祝・休日を除く)

問い合わせ



政策財務部 市民税課
定額減税補足給付金(調整給付金)窓口
本庁舎2階 21会議室
電話番号 059-229-3315

※令和6年8月9日(金)から10月31日(木)までの臨時窓口
となります

※令和6年8月8日(木)までと令和6年11月1日(金)以降は、
本庁舎2階の市民税課が窓口となります
電話番号 059-229-3130



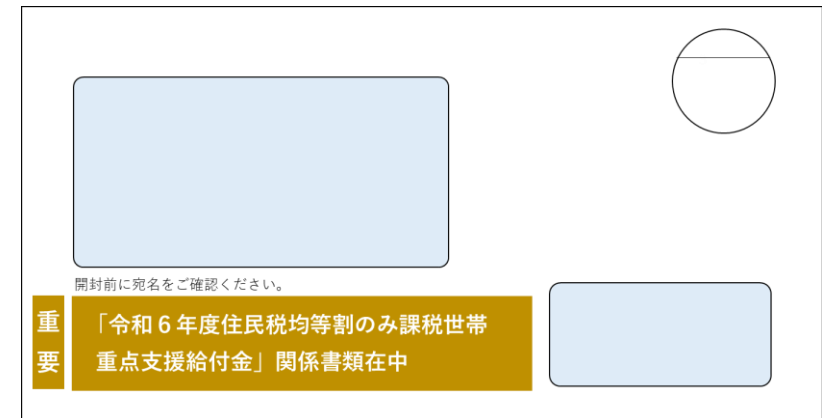
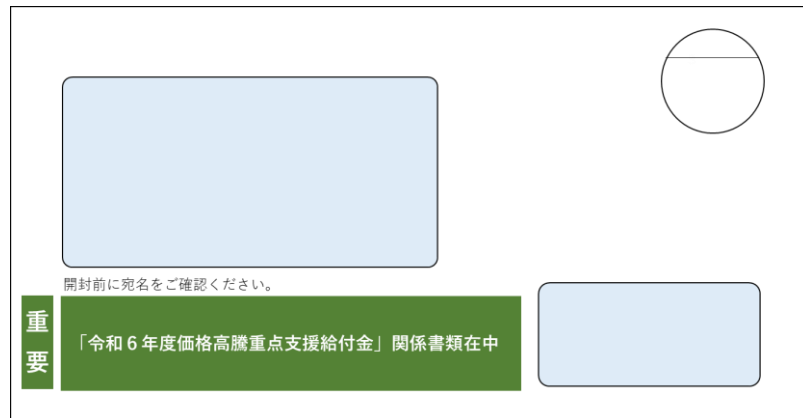
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な
電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専
用電話(#9110)）にご連絡ください

住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金給付事業
住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金給付事業

**令和6年度新たに住民税非課税又は
均等割のみ課税となった世帯への給付**

8月9日に確認書を発送・申請書の受付開始



令和6年8月1日

令和5年度からの給付金の流れ

給付金の名称	対象世帯等	給付額	実施期間
令和5年度価格高騰 重点支援給付金	世帯全員の令和5年度分の 住民税が非課税である世帯等	1世帯当たり一律 3万円	令和5年7月12日～9月29日
令和5年度価格高騰 重点支援給付金	世帯全員の令和5年度分の 住民税が非課税である世帯	1世帯当たり一律 7万円	令和6年1月19日～3月21日
こども加算給付	上記世帯と生計を同一にしている 18歳以下の児童	児童1人当たり一律 5万円	令和6年3月8日～8月30日
令和5年度均等割 のみ課税世帯重点 支援給付金 (こども加算含む)	世帯全員の令和5年度分の 住民税所得割が課税されて いない世帯	1世帯当たり一律 10万円 児童1人当たり一律 5万円	令和6年3月15日～8月30日
令和6年度価格高騰 重点支援給付金 (こども加算含む)	世帯全員が令和6年度新たに 住民税が非課税となった世帯	1世帯当たり一律 10万円 児童1人当たり一律 5万円	令和6年8月9日～10月31日
令和6年度均等割 のみ課税世帯重点 支援給付金 (こども加算含む)	世帯全員が令和6年度新たに 住民税所得割が課税されなく なった世帯	1世帯当たり一律 10万円 児童1人当たり一律 5万円	令和6年8月9日～10月31日

給付の概要

給付額

1世帯当たり一律 10万円
児童1人当たり一律 5万円

予算額

5億4,633万円

住民税非課税世帯

対象見込み 3,300世帯

基準日(令和6年6月3日)において津市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、令和6年度において、新たに住民税が非課税となった世帯

住民税均等割のみ課税世帯

対象見込み 1,500世帯

基準日(令和6年6月3日)において津市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、令和6年度において、新たに住民税所得割が課税されなくなった世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯や既に令和5年度価格高騰重点支援給付金又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金の対象となった世帯は対象外

こども加算

対象見込み 690人

上記世帯と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

※基準日の翌日から令和6年10月18日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童も対象

給付対象となる世帯及び給付方法

給付対象	給付の要件	給付方法	対象外となる場合
住民税非課税世帯 (こども加算含む)	世帯全員が令和6年度新たに 住民税が非課税となった世帯	「確認書」を郵送 確認書の内容を確認し、 必要事項を記入の上、 同封の返信用封筒で 返送	住民税が課税されている者の扶養親族等のみ で構成される世帯や、 既に令和5年度価格高騰重点支援給付金又は 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯重点 支援給付金の対象とな った世帯は対象外 (他市区町村での受給 も含む)
住民税均等割のみ 課税世帯 (こども加算含む)	世帯全員が令和6年度新たに 住民税所得割が課税されなく なった世帯		
上記世帯のうち 「確認書」が 届かない世帯	令和6年1月2日以降の転入 者で前住所地の課税情報を確認 できない世帯やDV等により 避難してきている世帯等	「申請書」による申請が 必要 令和6年6月4日から 10月18日までに生まれ た新生児等に係る こども加算も申請が必要	

住民税非課税又は均等割のみ課税世帯への給付の流れ

住民税非課税又は均等割のみ課税
世帯のうち津市で確認できた世帯
(こども加算の対象児童含む)

支給対象と思われる世帯に対して
津市から確認書を送付しますので
同封の返信用封筒にて返送してください

令和6年8月9日(金)
確認書を発送

提出期限は**令和6年10月31日(木)まで**
(当日消印有効)

住民税非課税又は均等割のみ課税
世帯のうち申請が必要な世帯
(こども加算の対象児童含む)

申請書を市ホームページから
ダウンロードして提出してください

※ 福祉政策課及び総合支所市民福祉課(福祉課)
窓口にも配置します



令和6年8月9日(金)から
申請書の受付開始

申請期限は**令和6年10月31日(木)まで**
(当日消印有効)

給付金の確認書 ① 住民税非課税世帯の場合

- 1
- 支給対象世帯主が確認書を確認・必要事項を記入
- 確認欄にチェック
 - こども加算対象児童の確認(該当世帯のみ)
 - 世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入

【確認書抜粋】

確認欄	☒	① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。 ② 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。 ③ 既に他の市町村(特別区含む。)で令和5年度若しくは令和6年度に同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。 ④ 下表のこども加算対象児童は、令和6年6月3日時点において、世帯主と生計を同一にしています。
-----	-------------------------------------	---

こども加算額	世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童 (平成18年4月2日生まれ以降の児童)	人	× 50,000 円
○ こども加算額は、対象児童1人当たり一律50,000円です。(例) 対象児童3人の場合: 3人×50,000円=150,000円			
上記記載内容に相違ありません(下欄に記載がない場合、本給付金の支給対象となりません)。			
世帯主氏名		確認日	
連絡先電話番号			

支給口座等に変更がある場合は、裏面をご確認ください。

【確認書】

(世帯主名) (公印省略)

令和6年価格高騰重点支援給付金支給要件確認書

令和6年度価格高騰重点支援給付金について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき支給対象者と見込まれます。つきましては、以下の内容を確認し、までにこの確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	
支給予定額	円(令和6年度価格高騰重点支援給付金100,000円+こども加算額) 円

■世帯主の方が記入してください。
確認欄(以下の項目を確認し、①～④(下表のこども加算対象児童がない場合は④を除く)の全てに該当する場合は口に入(チェック)を入れてください。)

確認欄	☐	① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。 ② 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。 ③ 既に他の市町村(特別区含む。)で令和5年度若しくは令和6年度に同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。 ④ 下表のこども加算対象児童は、令和6年6月3日時点において、世帯主と生計を同一にしています。
-----	--------------------------	---

※回答内容について、税務情報等に基づき確認させていただくことがあります。
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に関われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、回答期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【私の世帯は給付金を受給しません □】

こども加算対象児童(該当者のみ確認)

○ 対象となる児童の範囲は以下のとおりです。
(1) 令和6年6月3日時点で、世帯主と同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に出生した児童)
(2) 令和6年6月4日以降に出生した新生児
(3) 別世帯において世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に出生した児童)

※下表には、令和6年6月3日時点で津市の住民基本台帳に記載された児童の内(1)に該当する児童が記載されています。(2)及び(3)に該当する児童がいる場合は、別途申請が必要となりますので、津市健康福祉部福祉政策課(059-229-3152)へお問い合わせください。

氏名	生年月日	氏名	生年月日
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	

こども加算額	世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童 (平成18年4月2日生まれ以降の児童)	人	× 50,000 円
○ こども加算額は、対象児童1人当たり一律50,000円です。(例) 対象児童3人の場合: 3人×50,000円=150,000円			
上記記載内容に相違ありません(下欄に記載がない場合、本給付金の支給対象となりません)。			
世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日
連絡先電話番号			

給付金の確認書 ① 住民税均等割のみ課税世帯の場合

- 1
- 支給対象世帯主が確認書を確認・必要事項を記入
- 確認欄にチェック
 - こども加算対象児童の確認(該当世帯のみ)
 - 世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入

【確認書抜粋】

確認欄	☐	① 世帯の中に、住民税所得割が課税されている者はいません。
	☒	② 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
	☐	③ 既に他の市町村(特別区含む。)で令和5年度及び令和6年度に同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
	☐	④ 下表のこども加算対象児童は、令和6年6月3日時点において、世帯主と生計を同一にしています。

こども加算額	世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童 (平成18年4月2日生まれ以降の児童)	人	× 50,000 円
○ こども加算額は、対象児童1人当たり一律50,000円です。(例) 対象児童3人の場合: 3人×50,000円=150,000円			
上記記載内容に相違ありません(下欄に記載がない場合、本給付金の支給対象となりません。)			
世帯主氏名		確認日	
		連絡先電話番号	

支給口座等に変更がある場合は、裏面をご確認ください。

【確認書】

(世帯主名) (公印省略)

令和6年度住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金に係る支給要件確認書

令和6年度住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金について、令和6年度の住民税均等割の課税状況に基づき支給対象者と見込まれます。つきましては、以下の内容を確認し、までにこの確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	
支給予定額	円(住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金100,000円+こども加算額 円)

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、①～④(下表のこども加算対象児童がない場合は③を除く)の全てに該当する場合は□に✓(チェック)を)

確認欄	☐	① 世帯の中に、住民税所得割が課税されている者はいません。
	☐	② 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
	☐	③ 既に他の市町村(特別区含む。)で令和5年度及び令和6年度に同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
	☐	④ 下表のこども加算対象児童は、令和6年6月3日時点において、世帯主と生計を同一にしています。

※アソシエイトの欄に記入し、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

※回答内容について、税務情報等に基づき確認させていただくことがあります。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、回答期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【私の世帯は給付金を受給しません □】

こども加算対象児童(該当者のみ確認)

○ 対象となる児童の範囲は以下のとおりです。

(1) 令和6年6月3日時点で、世帯主と同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に出生した児童)

(2) 令和6年6月4日以降に出生した新生児

(3) 別世帯において世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に出生した児童)

※下表には、令和6年6月3日時点で津市の住民基本台帳に記載された児童の内(1)に該当する児童が記載されています。(2)及び(3)に該当する児童がいる場合は、別途申請が必要となりますので、津市健康福祉部福祉政策課(059-229-3152)へお問い合わせください。

氏名	生年月日	氏名	生年月日
1	6		
2	7		
3	8		
4	9		
5	10		

こども加算額	世帯主と生計を同一にしている18歳以下の児童 (平成18年4月2日生まれ以降の児童)	人	× 50,000 円
○ こども加算額は、対象児童1人当たり一律50,000円です。(例) 対象児童3人の場合: 3人×50,000円=150,000円			
上記記載内容に相違ありません(下欄に記載がない場合、本給付金の支給対象となりません。)			
世帯主氏名		確認日	
		令和	年 月 日
		連絡先電話番号	

支給口座等に変更がある場合は、裏面をご確認ください。

給付金の確認書 ② 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯

2 振込口座の選択

確認書に記載済みの
口座を希望

口座に関する
手続きは不要

確認書に記載済みの口座以外を希望(記載がない場合を含む)

マイナポータル等から登録した
公金受取口座を希望

◆ 公金受取口座への
振込希望欄にチェック ☒
口座情報の記入・添付資料不要

公金受取口座以外の
口座を希望

- ◆ 下記の口座への振込希望欄にチェック ☒
- ◆ 受取口座記入欄に記入
- ◆ 指定口座の通帳等の写しを添付
- ◆ 世帯主の公的身分証明書等の写しを添付

3 同封の返信用封筒で確認書を返送

確認書を受理後、記入漏れ等がなければ、1週間～10日程度で指定の口座へ振り込み

問い合わせ



健康福祉部 福祉政策課
価格高騰重点支援給付金窓口
本庁舎8階 81会議室
電話番号 059-229-3152

※令和6年9月30日(月)までの臨時窓口となります
※令和6年10月1日(火)以降は、
本庁舎1階の福祉政策課が窓口となります



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください

令和6年8月1日

救急の現場を取り巻く現状・課題

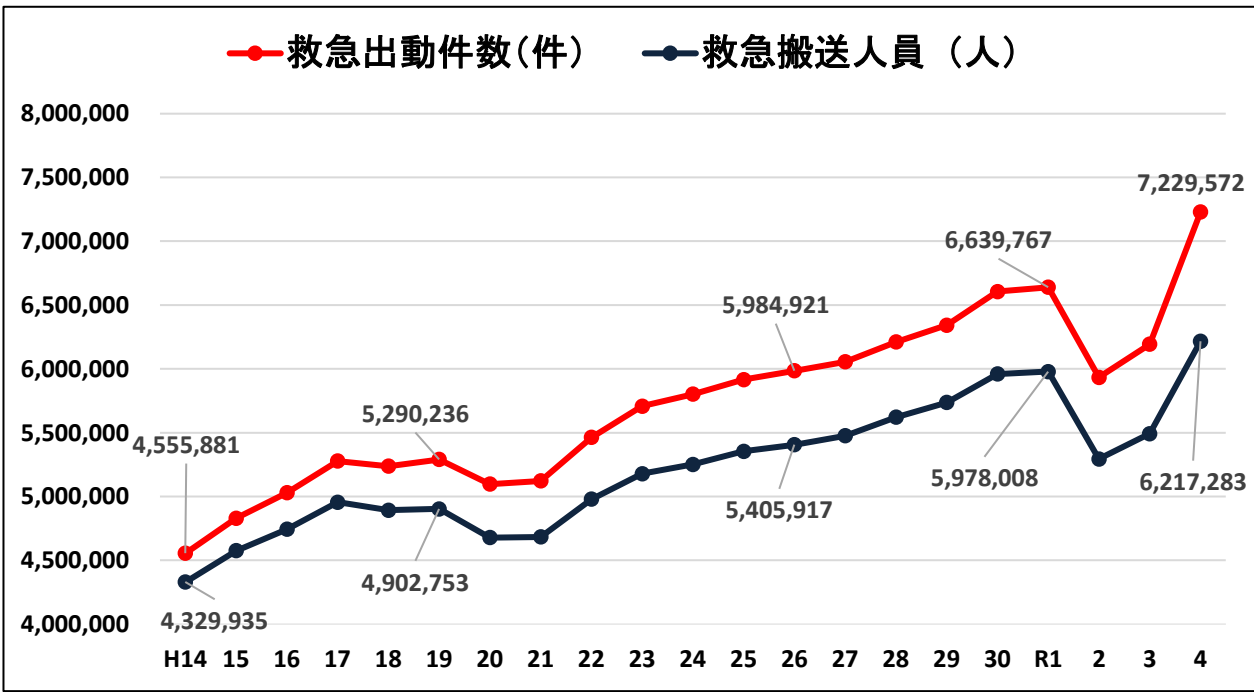
現状

- 最多を更新し続ける**救急出動件数・救急搬送人員**

課題

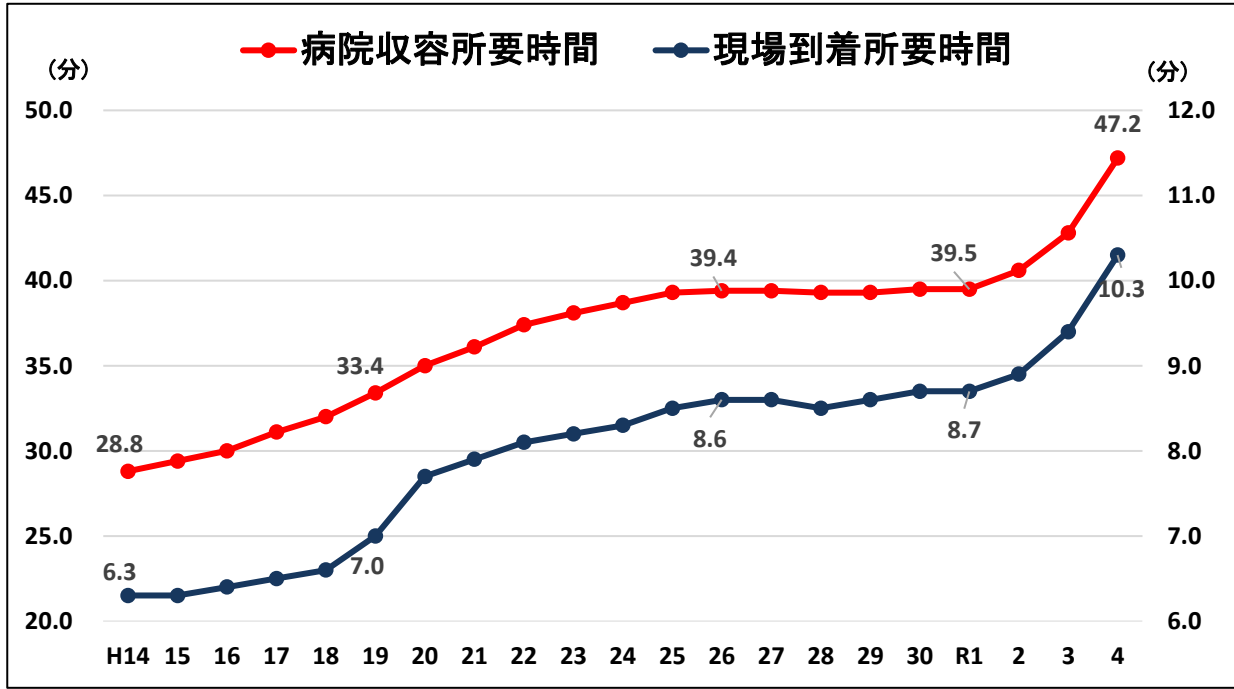
- 救急出動件数の増加に伴い、**現場到着時間・病院収容時間**が延伸傾向
- 高齢化の進展や、環境及び生活様式を背景とし、**救急需要は今後も増大**する見込み

全国の救急出動件数と救急搬送人員



対象：全国 出典：総務省消防庁「救急救助の現況」

全国の現場到着所要時間と病院収容所要時間



対象：全国 出典：総務省消防庁「救急救助の現況」

救急活動の迅速化・円滑化に係る国の検討状況

国の動き

令和4年8月、総務省消防庁において、増大し続ける救急需要を踏まえ、「救急業務のあり方に関する検討会」が開催され、**救急活動の迅速化・円滑化**を図るための検討を実施

マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化を目指した実証事業を開始

令和4年度 **6消防本部(救急隊30隊)**を対象に実証事業を実施

(熊本市、姫路市、前橋市、都城市、彦根市、加賀市)

令和6年度 **全国67消防本部(救急隊660隊)**に実証事業の対象を拡大し、さらなる検証を実施

(三重県内では、四日市市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部が参加)

マイナ救急実証事業の概要

実施期間

令和6年8月9日(金)から約2か月間

※ 鈴鹿市は6月11日開始、四日市市は7月26日開始

実施者

救急救命士を含む全救急隊員(救急隊14隊)

実施対象者

① **マイナ保険証**を所持している

② 目視による**本人確認**が出来る

③ **原則、情報閲覧の同意**が得られている

※ **生命・身体の保護が必要な傷病者は同意不要**

救急隊が 閲覧できる情報

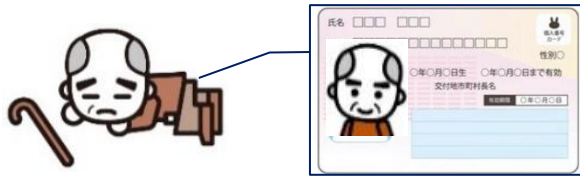
薬剤情報、診療情報、特定健診情報(健康診断結果、病歴)

費用

総務省消防庁が負担

マイナ救急実証事業における救急隊の活動について

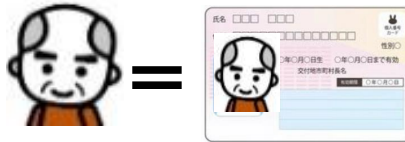
1 マイナンバーカードの所持等を確認



- ①マイナンバーカードの所持
- ②健康保険証利用登録の有無を確認

あり

2 本人確認



救急隊員が目視で本人確認



3 本人同意

口頭同意

※意識不明等の場合は、同意不要

本人同意

4 情報閲覧

オンライン資格確認等システムにアクセスし情報閲覧

①薬剤情報

②診療情報

③特定健診情報(健康診断結果、病歴)

救急隊員が搬送先医療機関の選定に資する情報を閲覧します



なし

通常通りの救急活動を実施

本人不同意

搬送先医療機関を選定し、救急搬送

傷病者の救命処置、救急搬送を最優先し、可能な範囲でマイナ救急を活用して効果を検証します

マイナ救急実証事業で見込まれる効果

1

マイナ保険証から容易に情報収集できるため
救急隊の現場滞在時間が短縮される

2

痛みや苦しみがある傷病者が救急隊員に説明する負担が減る

3

受診歴、服薬情報などから
適切な応急処置と迅速な病院選定が可能となる

4

救急隊から医療機関に正確な情報が伝達されるため
病院到着から治療開始までの時間が短縮される

実証事業開始までの取り組み

救急隊員の教育・訓練

- 情報管理に係る**安全対策の規程・実施要領等**の研修
- タブレット端末、カードリーダー**の取扱説明
- マイナ保険証からの情報閲覧を想定した**シミュレーション訓練**

広報

- 救急車へのマグネット掲示



● 公共施設へのポスター掲示

マイナ救急 実証事業を実施します

津市消防本部では、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本として、マイナ保険証を活用して通院履歴や服薬情報等を把握し、救急業務を円滑化、迅速化します。

マイナ保険証を活用するメリット



傷病者本人の情報を
正確に伝えられる



病院の選定や
搬送中の応急処置
を適切に行える



搬送先病院で
治療の事前準備
ができる

実証事業の概要

期 間

2024年
8月9日～約2か月間
※ 前後する可能性があります

実施救急隊

津市消防本部の全救急隊(14隊)

必要な準備



マイナンバーカード

※マイナ保険証の利用登録が必要です

マイナ保険証の利用登録はこちら



本実証事業にご協力いただくため
マイナンバーカードの携帯をお願いします



お問い合わせ 津市消防本部 消防救急課 TEL:059-254-1600
FAX:059-254-1607



実証事業に関する
情報は特設サイト
でもご覧いただけます

※本実証は総務省消防庁が全国の67消防本部と連携して実施するものです。

問い合わせ



「マイナ救急実証事業」に
ご理解をお願いします



津市消防本部 消防救急課

TEL:059-254-1600
FAX:059-254-1607



実証事業に関する
情報は特設サイトでも
ご覧いただけます。